

フリーランス・事業者間取引適正化等法の政令案・規則案・GL案の概要



公正取引委員会
Japan Fair Trade Commission

全体像

- 令和5年5月、フリーランス・事業者間取引適正化等法が公布。**令和6年11月1日施行予定。**
- 本法における規律・執行 ① 取引の適正化（取引条件の明示、期日内の報酬支払、報酬減額の禁止等） →公正取引委員会及び中小企業庁が執行
② 就業環境の整備（ハラスメント対策に係る体制整備、育児介護等に対する配慮等） →厚生労働省が執行
- 公正取引委員会においては、本法施行に向けて、有識者検討会での議論（令和6年1月報告書公表）やフリーランスに係る取引実態等も踏まえて、**本法の政令、規則、解釈ガイドライン及び執行ガイドラインの原案を作成。**
- **令和6年4月12日、これら政令等の原案についてパブリックコメントを開始（期限：5月11日）**し、提出された意見等を踏まえて、成案を公表予定。

1. 政令案

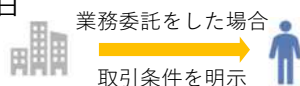
- 本法5条では、「政令で定める期間」以上の期間行う業務委託に関して、受領拒否、報酬減額、返品、買いたたき等の行為を禁止している。
- 「政令で定める期間」の具体的な期間は、「**1か月**」とする。

2. 規則案

- (1) 明示事項（業務委託をした場合に特定受託事業者に対して直ちに明示しなければならない事項）
- **下請法3条の書面の記載事項とされている項目**については、本法においても明示事項とする。
 - **デジタル払い（報酬の資金移動業者の口座への支払）を用いる場合に必要となる事項**について、明示事項とする。

＜具体的な明示事項の項目＞

- ・ 業務委託事業者及び特定受託事業者の名称等
- ・ 業務委託をした日 ・ 特定受託事業者の給付の内容
- ・ 給付を受領する期日及び場所
- ・ 検査を完了する期日 ・ 報酬の額及び支払期日
- ・ 報酬をデジタル払い、手形、一括決済方式、電子記録債権により支払う場合に必要となる事項 等



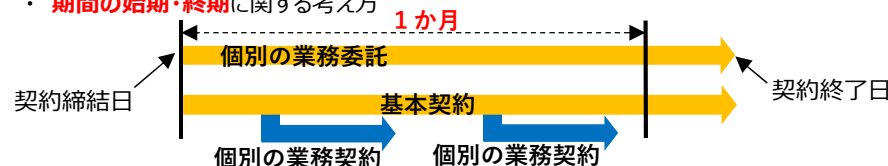
- (2) 電磁的方法による明示
- **メールやSNS等による取引条件の明示**を認める。
- (3) 書面交付請求に対応しなくてよい場合
- **インターネットのみを利用して契約が締結される等の場合**や、特定受託事業者が**自ら電磁的方法による明示を希望したにもかかわらず、書面の交付も求める場合**等には、書面交付請求に応じる必要はない。

3. 解釈ガイドライン案

- 本法の運用の統一を図るとともに、法運用及び事業者の予見可能性を確保し、違反行為の未然防止に資するため、本法等の解釈を明確化することが目的。
- 本法、政令案、規則案の解釈や運用に関する考え方のほか、報酬減額や買いたたき等**禁止行為に該当する具体例等について分かりやすく整理して記載。**

＜解釈ガイドライン案の記載内容の例＞

- ・ 従業員の有無の考え方
- ・ 費用等（いわゆる諸経費）の取扱い
- ・ 期間の始期・終期に関する考え方



※ 前後の業務委託間の空白期間が**1か月未満**の場合には、継続しているものとして5条適用

4. 執行ガイドライン案

- (1) 本法に関する法運用の透明性を確保するため、本法と独占禁止法及び下請法との適用関係等を記載。
- 本法と独占禁止法のいずれにも違反する行為、本法と下請法のいずれにも違反する行為については、それぞれ、**原則として本法を優先して適用。**
- (2) 本法違反行為を自発的に申し出た業務委託事業者の取扱いを記載。
- 業務委託事業者の自発的な改善措置が、特定受託事業者が受けた不利益の早期回復に資することに鑑み、公正取引委員会の調査着手前に**自発的な申出がなされた場合には、業務委託事業者の法令遵守を促す観点から当該違反行為について勧告をしないものとする。**